

データサイエンティスト検定 リテラシーレベル 受験規約

第1章 総 則

第1条 (総則)

- 1 データサイエンティスト検定リテラシーレベル(略称:DS検定★)は、一般社団法人データサイエンティスト協会(以下「DSS」といいます。)が実施するデータサイエンティストに関する認定試験であり、アシスタント・データサイエンティスト(見習いレベル:★)と数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムが公開している数理・データサイエンス・AI(リテラシーレベル)におけるモデルカリキュラムを総合し、実務能力と知識を有することを証明する検定試験(以下「本検定試験」といいます。)です。
- 2 DSSは、本検定試験の実施に際し、以下のとおり受験規約(以下「本規約」といいます。)を定めております。本検定試験にお申込の際および受験の際には、本規約の内容を理解し、その全てにご同意をいただき、本規約を遵守していただくよう、お願いいたします。
- 3 本規約と一体のものとして本検定試験の実施に際してのルールを下記のURLにて定めており、当該URLにてご案内の内容が本規約の記載と矛盾・抵触するときは、URLの内容を優先するものとします。

<https://www.datascientist.or.jp/dskentei/>

第2章 受験申込

第2条 (受験資格・条件)

- 1 本検定試験の受験資格に制限はありません。
- 2 本検定試験の出題および解答は、日本語によります。
- 3 DSSは、受験申込をした方が次の各号に掲げる事由のいずれか一に該当する場合には、その申込を承諾しないことがあります。
 - ア 申込者の申込内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - イ 申込者が所定の期日までに検定料の支払をしないとき。
 - ウ 申込者が本検定試験の受験を通じて第三者の権利を侵害し、また試験の正常な運営を妨害するおそれがあるとき。
 - エ 申込者が過去に本検定試験(関連してDSSが実施するすべての試験を含む。)において不正行為等を行った者であるとき。
 - オ その他、申込者が不正または不当な目的により本検定試験の申込みをしたとき。

第3条 (申込み)

- 1 本検定試験の受験を希望する方（以下「受験者」といいます。）は、試験の実施期間毎に、事前に指定された申込期間内に所定の方法で受験申込を行い、所定の期日までに検定料を納付する必要があります。なお、受験者が未成年であるときは、その保護者が本規約の内容を理解ならびに同意の上、受験申込を行ってください。
- 2 前項の受験申込に際しては、受験者は実施期間より任意の1日を受験日として指定し、会場も指定することができます。受験日の変更は、受験日の3日前まで所定の方法で行うことができます。
- 3 試験の実施期間毎に受験者が本検定試験を受験できるのは1回限りであり、実施期間内の別日程で複数回の受験（再受験）はできません。

第4条（キャンセル）

- 1 受験申込の後、受験者は、受験日の3日前までに限り、その受験申込を撤回することができます。その場合、お支払済みの検定料は、所定の手続により手数料を控除のうえご返金いたします。
- 2 受験日の3日前が経過した以降は、理由の如何を問わず、お支払済みの検定料はご返金いたしません。

第5条（検定料）

- 1 検定料は別途定めるものとします。ただし、大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校に在学中の方（社会人学生を除く）を対象として学生割引制度を設けております。
- 2 検定料および割引制度は事前の予告なく変更されることがあります。受験申込後に検定料が変更された場合、増額があったときでも受験者には差額の追加支払の必要はなく、減額があってもD S Sは受験者に対してご返金はいたしません。

第6条（権利譲渡の禁止）

受験者は、受験者たる地位を第三者に譲渡することはできません。代理受験を含め第三者の受験は、すべて不正行為として取り扱います。

第3章 本検定試験の実施

第7条（実施方法）

- 1 試験はパソコンを用いたC B T（画面上で回答を行う）の方式で行います。
- 2 試験では、電卓、パソコン、スマートフォンその他持ち込みを許可されていない一切の物品の使用を禁じます。また、上記物品を机上に置くことも禁じます。不

正行為その他本検定試験の正常な運営を妨げる行為があった場合には、その時点で受験を中止し、退席をしていただくとともに、失格とし、採点を行いません。

第8条 (合否発表)

- 1 試験結果は後日オンラインで受験者に通知され、一定の合格水準を満たした受験者には合格証が交付されます。
- 2 合格証の交付後であっても、受験者について不正行為等合格を維持するべきでない事由が明らかとなったときは、遡って合格が取り消される場合があります。
- 3 前2項を除き、受験者の試験結果および合否に関する開示はいたしません。

第9条 (試験問題の取扱について)

試験問題を撮影したり、複製等をしたり、インターネット上に掲載したりすることを禁止します。また、これにあたらぬ場合であっても、試験問題を記憶し、これを再現してインターネット上に掲載するなどして、出題内容を外部に公表・漏洩することは、別日程でこれから受験する受験者との関係で、試験の公平性を著しく害し、本検定試験の正常な運営を妨げる行為（業務妨害）にあたるため、必要な法的措置を講じる場合があります。なお、そのような行為を行った者の受験資格を永久的に停止するとともに、その者の過去の受験分を含むすべての検定合格（資格）を取消します。

第4章 その他の取決め

第10条 (やむを得ない場合の試験の中断について)

- 1 自然災害、伝染病の流行等その他の社会環境に基づく試験会場の利用制限または交通機関の障害その他受験者の安全への配慮等の事由により、試験を中止する場合があります。これによって受験者が何らかの損害を被った場合であっても、DSSはその責任を負わないものとします。
- 2 前項の事由が止んだ後、DSSは再試験等必要な措置を講じます。再受験が困難な場合は、検定料を返還いたします。

第11条 (損害賠償)

本検定試験の受験によって、DSSの責めに帰すべき事情により、受験者が損害を被ったときは、その損害を賠償するものとします。ただし、その責任は、DSSの故意または重大な過失によるものでない限り、当該受験者が現実に支払った検定料を限度とします。

第12条（知的財産権）

- 1 本検定試験の試験問題の著作権はDSSに帰属し、著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。
- 2 「データサイエンティスト検定」「DS検定」は、DSSが商標登録出願中です。

第13条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠して解釈・適用されるものとします。

第14条（管轄）

本検定試験およびその申込、検定料、受験、合否等に関して受験者とDSSとの間の紛争に関して訴訟の必要があるときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2021年7月1日 施行

2021年8月2日 改訂

一般社団法人データサイエンティスト協会